

事務連絡
平成 25 年 1 月 7 日

社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局指導課

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について」等の一部修正について

平成 24 年 12 月 27 日に「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について」（平成 24 年 12 月 27 日医政発 1227 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。）及び「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に陽電子-MRI 複合装置を備えた場合の安全確保並びに放射線防護に関し、関係学会等が作成するガイドラインについて」（以下「事務連絡」という。）を各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て発出したが、通知の表題等に誤りがあったため、今般、以下の通り修正することとする。

記

○通知

| 正 | 誤 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について | 「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について |

○事務連絡

| 正 | 誤 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| P. 89 ～ (5) PET/MRI 複合装置の使用に関連する安全管理 | P. 85 ～ (5) PET/MR 複合装置の使用に関連する安全管理 |

事務連絡
平成24年12月27日

社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局指導課

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に陽電子-MRI
複合装置を備えた場合の安全確保並びに放射線防護に関し、
関係学会等が作成するガイドラインについて

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成16年8月1日医政発第0801001号厚生労働省医政局長通知。)第2の8において、「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用の場所等の制限」に関する規定を置いているが、今般、新たな医療技術への対応を図るため、磁気共鳴画像診断装置に陽電子放射断層撮影装置が付加され一体となったものの使用場所に関する規定を新たに設け、当該通知の一部を改正した。

当該通知改正において、新たに「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に陽電子-MRI 複合装置を備えた場合の安全確保並びに放射線防護に関しては、関係学会等団体の作成するガイドラインを参考に行うこと。」と記載しているが、当該ガイドラインについては、以下の資料を参照することをお願いする。

日本医学放射線学会 FDG PET/MRI 診療ガイドライン 2012 Ver1.0
P.85 ~ (5) PET/MR 複合装置の使用に関連する安全管理
<http://www.radiology.jp/uploads/photos/1101.pdf>